

# 草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業 実施方針等に関する質問・意見への回答

- ・草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業に係る実施方針等に関して寄せられた質問および意見への回答を公表します。多くの質問および意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問および意見は、原文のまま掲載しておりますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しております。
- ・質問および意見への回答は、現時点での本組合の考え方を示したものです。今後、質問および意見を踏まえた実施方針等の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますのでご注意ください。

令和6年6月7日

草津栗東行政事務組合

■草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業の実施方針に関する質問に対する回答

No	書類名	項	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
1	実施方針	2	第1	1	(5)	ウ	環境に配慮した施設づくり	「(ア)敷地境界際に保安林をできるだけ残しながら、」とありますが、本事業における保安林の保全範囲は、「資料5 造成計画図一式」によるものと理解しております。保安林を残す範囲については、民間事業者の提案によるものとされるのでしょうか。	ご理解のとおり、保安林を残す範囲は、「資料5 造成計画図一式」にてご提示する予定です。
2	実施方針	3	第1	1	(7)	ウ	運営業務	(キ)物品販売業務とありますが、これは独立採算業務となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	4	第1	1	(9)	ア	整備期間	整備期間の終期を「令和10年3月」と指定されておりますが、3月中に施設整備業務を終え、維持管理・運営業務を開始すれば、その具体的な日付については民間事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	4	第1	1	(9)	アイ	事業期間	事業期間で整備期間完了年月と維持管理・運営期間開始年月が令和10年3月となっております。工程検討および費用算出するにあたり供用開始予定日をご教示願います。	遅くとも令和10年3月中に供用開始できることが要求水準です。
5	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	組合が支払うサービス購入料	『(ア)施設整備業務の対価』について、年度ごとに出来高に応じて支払うとのことですが、本施設引渡後の割賦支払は無いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	組合が支払うサービス購入料	(ア)施設整備業務の対価について、年度ごとの出来高払いを予定されておりますが、市内企業とのJV組成に伴い、市内企業にも少なからず金利負担等が発生し、資金繰りが厳しくなることも想定されるため、年度ごとの出来高以外に、前金払い、中間払い等をご検討いただけませんか。	現時点では前金払いや中間払い等は想定していません。
7	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	組合が支払うサービス購入料	(ア)施設整備業務の対価について、造成及び設計（基本・実施）業務は、年度末を待たず、当該業務の完了が確認された段階で、当該業務の対価をお支払いいただけませんか。	本業務はPFI事業であり、複数業務を一体で発注することから、個別業務に限定した支払は想定しておらず、ご質問の業務の完了時の支払については、完了を確認した年度の末に、当該業務に関する前年度までに支払った額を減じた額を支払います。
8	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	組合が支払うサービス購入料	開業準備業務は、主に維持管理企業及び運営企業による実施が想定されますが、開業準備業務に係る対価は、(ア)又は(イ)のどちらに含まれるのでしょうか。	(ア)施設整備業務の対価に含まれます。
9	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	組合が支払うサービス購入料	施設整備業務の対価は年度毎に出来高に応じて支払うとされていることから、割賦払いがなく、プロジェクト・ファイナンスは不要と思料されます。また、SPCの設立や管理に係るコストを鑑みると、SPCの設立は必ずしも必要ではないと思われませんが、何故、SPCの設立を必要とするのか、理由をご教示いただけませんか。	行政サービスの継続かつ安定的な提供や地元事業者の参画などを総合的に考慮したうえで、SPCの設立を要件としています。
10	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	組合が支払うサービス購入料	SPCの設立に要する費用及びSPC管理に要する費用は、サービス購入料としてどの項目に含まれるのでしょうか。	施設整備期間中は、(ア)施設整備業務の対価に、維持管理・運営期間中は(イ)維持管理および運営業務の対価に含むことを想定しています。
11	実施方針	4	第1	1	(10)	イ	利用者から得る収入	(ア)物品販売等収入については事業者の収入とされておりますが、当該業務を担う個別企業が直接収めることも可と考えてよろしいでしょうか。	収入はSPCの収入としてください。
12	実施方針	4	第1	1	(10)	イ	利用者から得る収入	(ア)物品販売等収入については事業者の収入とされておりますが、当該業務を実施するスペース（例えば、自動販売機置場、売店スペース等）において、使用料等を組合に支払う必要はないと考えてよろしいでしょうか。	必要ありません。

No	書類名	項	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
13	実施方針	4	第1	1	(10)	イ	利用者から得る収入	自動販売機等の電気代は実費精算でしょうか。	要求水準書(案)P.10-第1-9に記載のとおりです。光熱水費(電気・上下水道・燃料等)は組合の負担となります。
14	実施方針	5	第1	2	(3)		選定手順	(ア)コスト算出による定量評価とございますが、入札公告時に予定価格の公表がされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	5	第1	2	(3)		選定手順	(イ)事業者に移転されるリスクの検討とございますが、原則別紙1「リスク分担表(案)」が組合と事業者間で想定される責任分担であり、具体的な内容は実施方針に関する質問や意見の結果を踏まえて入札公告時にご提示されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	6	第2	1			事業者の募集および選定方法	事業者の選定にあたり、提案書の提出後にヒアリング等を行いますでしょうか。	提案書の提出後にヒアリング等を実施する予定です。
17	実施方針	6	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	⑤特定事業の選定・公表から⑮事業契約の成立の詳細スケジュールについて、各月の初旬・中旬・下旬のいつ頃の実施となるか目安をご提示いただけませんか。	現時点では、下記のとおり想定しておりますが、入札公告時にお示しします。 ⑤および⑥ 10月上旬 ⑦ 10月上旬から下旬 ⑧ 10月上旬から11月上旬 ⑨ 11月中旬 ⑩ 11月下旬から12月上旬 ⑪ 2月上旬 ⑫ 3月中旬から下旬 ⑬ 3月下旬から4月上旬 ⑭ 5月下旬 ⑮ 6月中旬から下旬
18	実施方針	6	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	入札提出書類の受付は、令和7年2月上旬、中旬、下旬いつごろになりますでしょうか。	現時点では、2月の下旬頃を見込んでおりますが、入札公告時にお示しします。
19	実施方針	6	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	令和7年3月落札者の決定から令和7年5月仮契約の締結となっており具体的な日程のご提示は入札公告時と推察されますが、落札者決定からSPCを設立し仮契約の締結まで、2カ月間は手続き期間として設けていただけませんか。	ご意見として承ります。具体には、入札公告時にお示しします。
20	実施方針	8	第2	2	(2)	ク	個別対話の実施(⑩)	個別対話の実施は、対面での実施を想定しているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	10	第2	3	(1)	ウ	参加資格要件	SPCの統括マネジメント業務(資金計画並びに資金管理業務)を行う企業が「協力会社」として本入札に参加する場合の資格要件について確認させてください。この場合、業務別の資格要件は不要で、草津市又は栗東市のどちらか一方の入札参加資格者名簿に業種にかかわらず登録されていればよろしいでしょうか。	業務別の参加資格要件については、実施方針P.10~11-第2-3-(1)-ウに記載のとおり、(ア)~(エ)で示した業務にあたる以外の構成員および協力企業について、参加資格は求めておりません。また、共通で備えていただく参加資格要件については、実施方針P.9~10-第2-3-(1)-イに記載のとおりであり、草津市または栗東市どちらかの入札参加資格者名簿への登録は必須ではありません。
22	実施方針	10	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	設計、工事監理、建設、火葬炉設置の各業務の当てる者の参加資格要件が記載されておりますが、それ以外の業務(運営に当てる者、維持管理に当てる者、火葬炉運転に当てる者等)については、共通の参加資格要件以外には条件を課されず、草津市または栗東市の入札参加資格者名簿に登録がなくて良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	10	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	(ア)設計に当てる者、(イ)工事監理に当てる者、(ウ)建設に当てる者には、実績要件は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、不要です。

No	書類名	項	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
24	実施方針	10	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)について	維持管理に当たるもの及び運営に当たるものにおいては、個別の参加資格要件が特に記載されておりません。こちらは特に参加資格要件が求められていないという理解でよろしいでしょうか。	No21をご参照ください。
25	実施方針	10	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)について	維持管理に当たるもの及び運営に当たるものにおいては、入札参加資格者名簿への登録も求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針	13	第2	3	(3)	イ	SPC設立等の要件	SPCの法人登記上の本店の所在地は、本施設としてもよろしいでしょうか。	実施方針を満たす限りにおいて、事業者の提案とします。
27	実施方針	13	第2	3	(3)	イ	SPC設立等の要件	SPCについての規定(代表企業や構成員の出資比率等)はどのような想定がご教示いただけませんかでしょうか。	実施方針を満たす限りにおいて、事業者の提案とします。
28	実施方針	14	第2	4	(2)	エ	落札者を選定しない場合	入札提案が1グループのみの参加の場合、選定審査は行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	実施方針	18	第4	1			敷地条件	保安林の解除予定告示が着工時まで完了する予定と記されておりますが、この着工時とは、造成工事の着手時との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、造成工事着工時(令和7年7月)までに完了する予定です。
30	実施方針	19	第4	2			施設構成	事務組合部門100m2の記載がありますが、組合職員様が常駐されるのでしょうか。	常駐を予定しております。
31	実施方針	19	第4	2			施設構成	部門ごとの面積は記載がありますが、各室の面積は記載がありません。各室の面積は事業者の提案によると考えて宜しいですか。	各室の面積については、要求水準書(案)に記載の内容を除いて、事業者の提案によるものとします。
32	実施方針	19	第4	2			施設構成	表の下「※」以下の記載にある「その他、利用者の利便性を高める機能の設置」というのは具体的にはどのようなものを想定しているのか。	実施方針および要求水準書を満たす限りにおいて、事業者の提案とします。他団体における事例等により、利用者の利便性を高める機能をご提案ください。
33	実施方針	23	別紙1				リスク分担表(案) 要求水準未達リスク	(大規模修繕について事業期間終了後の2年間を含む)とありますが、P.2の事業範囲には、大規模修繕業務は含まれておりませんので、括弧書きの部分の削除をお願いできませんでしょうか。	記載のとおりとします。要求水準書(案)P.9-第1-7に記載のとおりです。
34	実施方針	23	別紙1				リスク分担表(案) 要求水準未達リスク	(大規模修繕について事業期間終了後の2年間を含む)とありますが、事業期間終了後の施設管理については、事業者の管理が行き届かない部分であり、当該期間の施設リスクを事業者が負担するのは過大であると思料されます。そのため、括弧書き部分のリスクについては、事業期間終了時の引渡段階で既に要求水準が満たされていない状態であったと認定された場合にのみ事業者負担としていただけませんかでしょうか。	事業者に帰責事由がないものについて責任負担を強いるものではありません。要求水準書(案)P.9-第1-7に記載のとおりです。
35	実施方針	24	別紙1				リスク分担表(案) 不可抗力	事業者が負担する不可抗力の一定の金額の負担割合をお示しくください。	詳細は入札公告時にお示しします。
36	実施方針	25	別紙1				リスク分担表(案) 不可抗力 ※2	一定の金額以下は事業者負担…とありますが、貴組合の考える一定の金額とはどの程度をお考えでしょうか。ご教示願います。	No35をご参照ください。
37	実施方針	25	別紙1				リスク分担表(案) 不可抗力 ※2	一定の金額以下とございますが、具体的な数値を回答にてご提示いただけませんかでしょうか。	No35をご参照ください。
38	実施方針	24	別紙1				リスク分担表(案) 不可抗力	「事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象」には新型コロナウイルス等の疫病は含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。先の新型コロナウイルス対応を踏襲した対応を図るものと解しています。
39	実施方針	24	別紙1				リスク分担表(案) 物価変動	サービス購入料の見直し条件をお示しくください。	詳細は入札公告時にお示しします。

No	書類名	項	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
40	実施方針	24	別紙1				リスク分担表（案） 物価変動	本事業と同様のPFI案件では物価スライドの起算点は入札日または事業契約締結時とする事業が見受けられますが、入札公告日から入札日または事業契約締結時までの数ヶ月間においても物価上昇を見過ごすことはできない状況にございます。本事業においての物価スライドの起算点は、入札公告時として頂けないでしょうか。	ご意見も参考に起算点を定めます。
41	実施方針	24	別紙1				リスク分担表（案） 一般的損害	当該リスクについては、事業者が善管注意義務に反しない限り、貴組合にも当該リスクをご負担いただけませんか。	標準的な公共工事の請負契約約款における「一般的損害」と同程度の責任分担とお考え下さい。
42	実施方針	24	別紙1				リスク分担表（案） 施設・備品の損傷・盗難等	貴組合に帰責事由がない、又は不可抗力によるもの以外はすべて事業者の負担となっておりますが、事業者が善管注意義務を反しない限り、貴組合にもリスクをご負担いただけませんか。	詳細は入札公告時に示す契約書案をご参照ください。
43	実施方針	25	別紙1				リスク分担表（案） 大規模修繕	P.2の事業範囲には、大規模修繕業務は含まれておりませんので、当該リスクについて削除をお願いできませんでしょうか。	事業者に帰責事由がないものについて責任負担を強いるものではありません。 要求水準書(案)P.9-第1-7に記載のとおりです。 詳細は入札公告時に示す契約書案をご参照ください。

■草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No	書類名	項	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
1	要求水準書 (案)						資料一覧	「資料5 造成計画図一式」はHPにて公表される予定でしょうか。また提供時期を具体的にお示しください。	6月中旬を予定しております。HPにおいて案内しますが、容量の関係でメール等での提供となる可能性があります。
2	要求水準書 (案)						資料一覧	用地測量図等の各資料のCADデータを提供していただくことは可能でしょうか。	資料3のCADデータの提供は可能です。組合にお問い合わせください。
3	要求水準書 (案)	4	第1	4	(3)		事業スケジュール	事業期間について、「本施設の整備業務」は、令和10年3月に供用開始できることを前提に建設工事を期日までに完了しさえすれば、設計業務期間や着工日等の設定は事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書 (案)	4	第1	4	(3)		事業スケジュール	供用開始が令和10年3月、事業期間終了は令和25年3月とありますが、運営期間は15年1か月でしょうか。	遅くとも令和10年3月中に供用開始することを要求水準とします。事業期間終了は令和25年3月末日とお考え下さい。
5	要求水準書 (案)	9	第1	7			事業期間終了時の要求水準	「事業期間内においては、建築物の大規模修繕は想定しないものとする。」とありますが、事業期間中に大規模修繕が必要な状況になった場合は市が実施するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P.9-第1-7-(ウ)に記載のとおりです。事業期間中に大規模修繕が必要となった場合は、事業者の責任において行うこと。ただし、想定外の災害等事業者の責に帰さない場合は、別途、組合の負担により実施することとします。
6	要求水準書 (案)	9	第1	8			燃料備蓄、災害時の対応	「3日間の火葬件数に対応できる」とは、平常時と同様に15件/日（計45件）に対応できる必要物品の備蓄を行うことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書 (案)	9	第1	8			燃料備蓄、災害時の対応	(イ)都市ガス以外のインフラ途絶時に備え、とありますが、都市ガス自体の途絶には対応しない施設計画としても要求水準を逸脱しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書 (案)	9	第1	8			燃料備蓄、災害時の対応	火葬炉代替燃焼設備は事業者の提案という解釈で宜しいでしょうか。また常用燃料を都市ガスとする場合は、代替燃焼設備は不要という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書 (案)	9	第1	8			燃料備蓄、災害時の対応	「災害時には一時的に近隣住民が避難できるよう、施設を開放する可能性があるため、留意すること。その際の住民対応については、組合により実施する。」とありますが、(イ)において備蓄するものはあくまで火葬場運営継続のためのものであり、避難所としての備品・非常食等の備蓄は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書 (案)	10	第1	9			光熱水費の負担について	光熱水費の想定外の急騰などについて、物価スライドの対象とするなど、市からの補填はありますでしょうか。	要求水準書(案)P.10-第1-9に記載のとおりです。光熱水費（電気・上下水道・燃料等）は組合の負担となります。
11	要求水準書 (案)	11	第2	1	(1)	ア	基本施設	建屋の階数、構造種別は、事業者提案により設定できると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
12	要求水準書 (案)	11	第2	1	(1)	ア	基本施設	マイクロバスのサイズ・諸元を教えてください。	全長6,990mm・車幅2,080mm・全高2,635mmを想定しています。
13	要求水準書 (案)	11	第2	1	(1)	ア	基本施設	マイクロバスよりも大きい大型バスサイズの利用は無いでしょうか。	基本的にはマイクロバスを想定しておりますが、大型バスが利用する可能性もあります。
14	要求水準書 (案)	11	第2	1	(1)	ウ	敷地条件	本計画地については、地中埋設物や土壌汚染等のおそれはないと理解してよろしいでしょうか。	本計画地は、保安林に指定されており、地中埋設物や土壌汚染等の恐れはないものと理解しております。
15	要求水準書 (案)	11	第2	1	(1)	ウ	敷地条件	埋蔵文化財の扱いは事前に関係部局と確認された事業計画、事業スケジュールになっていると考えて宜しいですか。	埋蔵文化財に係る試掘調査は実施済みであり、現時点で遺跡と思われるものは発見されておりません。
16	要求水準書 (案)	13	第2	1	(2)	ア	造成工事	(7)に記載されている代替施設の先行整備は、保安林の解除予定告示が次第、着手できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約締結、地元との調整等適切な手続きを踏んだ上で、着手いただけます。
17	要求水準書 (案)	13	第2	1	(2)	ア	造成工事	保安林解除における調整池等土砂流出防備代替施設工事は事業契約後の令和7年7月から着手可能でしょうか。	ご理解のとおりです。着手可能となるよう、保安林解除に係る手続きを進めております。

No	書類名	項	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
18	要求水準書 (案)	13	第2	1	(2)	ア	造成工事	「要求水準P.13～の「造成工事要件」に記載の基準の範囲内であれば、計画された造成計画について、事業者により変更等の調整は行えると考えてもよろしいですか？	保安林解除要件に沿って、造成設計を行っており、現実的に変更は困難であると理解しております。
19	要求水準書 (案)	15	第2	1	(3)	エ	駐車場計画	駐車場について、具体的な駐車台数の指定（〇台以上）はありますか？	要求水準書（案）P.11-第2-1-(1)-ア-駐車場に記載のとおりです。
20	要求水準書 (案)	16	第2	1	(4)	イ	建物の構造	建物の安全性について、別棟を計画した場合に人が常駐しない建物（物入れ）等については耐震安全性についてグレードを下げて頂けませんでしょうか。	会葬者が立ち入らずかつ居室のない建物については、グレードを下げて良いものとします。
21	要求水準書 (案)	18	第2	1	(4)	オ	施設概要	事業者が提案する計画や運営等により、必要室を合理化することは可能と考えてよろしいでしょうか？ （事例：台車を他室や他スペースの兼用有効利用、機械諸室の屋外化、倉庫の集約整備など）	事業者の提案とします。要求水準を満たしている旨が分かるよう記載してください。
22	要求水準書 (案)	18	第2	1	(4)	オ	施設概要 (i) 台車庫	炉前で使用する頻度が多いことから、台車を炉前に移動させた配置提案は可能でしょうか。	事業者の提案とします。会葬者への配慮について要求水準を満たしている旨が分かるよう記載してください。
23	要求水準書 (案)	20	第2	1	(4)	オ	施設概要 (i) 火葬部門(炉前) c 告別・収骨室	告別・収骨室で簡易葬儀について記載がありますが、1日2件午前中の対応、また簡易葬儀には職員が関与しない貸館扱いとの認識で宜しいでしょうか。	対応する時間帯については、事業者の提案とします。簡易葬儀については貸館扱いで葬祭業者が実施する想定です。
24	要求水準書 (案)	21	第2	1	(4)	オ	施設概要 (i) 火葬部門(炉裏) e 台車庫	運搬車を兼用型にした場合、告別・収骨室にて使用する頻度が多いことから、台車庫に入れる事が無い為、告別・収骨室に常設でもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。会葬者への配慮について要求水準を満たしている旨が分かるよう記載してください。
25	要求水準書 (案)	21	第2	1	(4)	オ	施設概要 (r) 待合部門 b 待合ロビー	待合ロビーには最低、何名程度の収容が必要でしょうか。貴組合のお考えをご教授願います。	50名程度を想定しています。分割して計画することも可能です。
26	要求水準書 (案)	23	第2	1	(4)	オ	施設概要 (a) 管理部門 b 受付、事務室(e)	動物火葬の受付の車両も、会葬者出入口を利用するとの理解で宜しいでしょうか。	動物受付の車両について、会葬者用出入口の利用を想定しています。ただし、敷地内における車両動線については、会葬者と分離してください。
27	要求水準書 (案)	23	第2	1	(4)	オ	施設概要 (a) 管理部門 b 受付、事務室(e)	動物火葬の個別火葬の実施に伴う運営費の増加がある場合は、貴組合の負担と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書 (案)	23	第2	1	(4)	オ	施設概要 (a) 事務組合部門 b 事務室	6名が執務を行うことができる空間…とありますが、貴組合で用意する机、椅子、コピー機等の備品リストをご提示頂くことは可能でしょうか。	机7台、袖机3台、椅子7台、プリンター1台、キャビネット5台を想定しております。
29	要求水準書 (案)	26	第2	1	(5)	イ	電気設備 (k) 構内交換（電話）設備	(k)構内交換（電話）設備について、c 通信料等は事業者の負担とする、とありますが、貴組合が通話等で使用した通信料も事業者負担となるのでしょうか。	組合職員が使用した電話通話料が分離できるように計画してください。当該通話料は組合が負担します。
30	要求水準書 (案)	27	第2	1	(5)	イ	電気設備 (r) 計量設備	(r)計量設備の適切な系統分けについて、本施設の電気料金は全て貴組合負担と理解しておりますので、本系統分けは負担区分を前提としたものではないと想料いたしますが、どの程度の系統分けを求められているのかご教示ください。	事務組合部門とその他部分は系統分けを求めます。その他については設計時に協議とします。
31	要求水準書 (案)	30	第2	1	(6)	ア	基本事項 (i) 火葬炉設備主要項目 a 火葬重量	遺体重量等100kg程度、柩重量25kg、副葬品5kgとありますが、燃焼計算においては、「火葬場の建設・維持管理マニュアル 改訂新版（特定非営利活動法人日本環境斎苑協会）」に記載された遺体75kg、柩15kg、副葬品5kgで行えば宜しいでしょうか。	「火葬場の建設・維持管理マニュアル 改訂新版（特定非営利活動法人日本環境斎苑協会）」に記載の遺体重量75kg、柩重量15kg、副葬品重量5kgによる燃焼計算としてください。
32	要求水準書 (案)	32	第2	1	(6)	ア	基本事項 (i) 性能検査 d 定期検査	(C) 悪臭、騒音、振動に関する測定は、通常の運営計画に基づく、最大炉数稼働時とあります。悪臭とは特定悪臭物質、臭気濃度のいずれのことでしょうか。また、特定悪臭物質の場合には、組合様と協議して決定する測定日1炉分のみ測定との認識で宜しいでしょうか。	ここでいう悪臭とは、臭気濃度（敷地境界）を指します。特定悪臭物質、臭気濃度（排気筒出口）については、組合と協議して決定する1炉の測定とします。

No	書類名	項	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
33	要求水準書 (案)	34	第2	1	(6)	イ	機械設備 (7) 共通事項 e 塗装工事	(d) 塗装仕上げについて、メーカーより購入した機器については、そのメーカーが設定する塗装仕様で良いでしょうか。	メーカーが設定する塗装仕様として構いません。ただし、耐熱性、耐蝕性、耐候性に十分配慮してください。
34	要求水準書 (案)	38	第2	1	(6)	イ	機械設備 (i) 排ガス冷却設備	(c) 熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意することとあります。弊社は研究・改良を重ねダイオキシン類の再合成にも問題のない熱交換器を開発しております。この場合、熱交換器を採用しても評価は下がらないとの認識で宜しいでしょうか。	要求水準を満たすものとして取り扱います。
35	要求水準書 (案)	39	第2	1	(6)	イ	機械設備 (h) 付帯設備 b 前室(冷却室)	数量が「火葬炉用7カ所」とありますが、「火葬炉用6カ所」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり動物炉を除く6カ所となります。入札公告時の「要求水準書」において修正します。
36	要求水準書 (案)	39	第2	1	(6)	イ	機械設備 (h) 付帯設備 c 残骨灰、集じん灰 吸引装置	残骨灰用、集じん灰用ともに、数量は事業者提案となっておりますが、人体炉用と動物炉用で区別する必要がありますでしょうか。	区別する必要があります。
37	要求水準書 (案)	45	第2	1	(7)	ウ	機能 (i) 自動制御機能	表示モニターについて、適切なサイン計画や運営上の工夫で対応可能であれば、炉前表示は無くても宜しいでしょうか。また、進行状況表示モニターの参考例示は過度と思われます。シンプルな内容でも宜しいでしょうか。	運用面、意匠面に配慮して必要な炉前表示を整備して下さい。表示内容はご提案ください。
38	要求水準書 (案)	46 51	第2	3 5	(3) (3)	(カ) (キ)	基本要件	『国際情報高校の利用者の安全に配慮し、原則として車両は同高校の正門前を通過しないこと』と記載がありますが通動車両を含めてすべての工事関係車両の通過は原則不可ということでしょうか。	通動車両を含め原則不可といたします。
39	要求水準書 (案)	47	第2	3	(5)	ア	造成工事	建設に当たる者のうち造成工事と建築工事を2社で分業して工事に従事する場合には、各工事、各社にて現場代理人又は工事監督者を配置してよろしいでしょうか。	工事における現場代理人は1名としてください。造成工事後に現場代理人を変更いただくことは可能です。工事監督者は造成、建築の各工事において、配置いただくことは可能です。
40	要求水準書 (案)	48	第2	3	(6)	ア	完成検査および完成確認	造成工事完成時に事業者による完成検査および組合の完成確認を実施するとあります。建設業務を着手する前に事業者による完成検査及び組合の完成確認を実施する必要はありますか。	必要とします。
41	要求水準書 (案)	55	第2	8			備品等整備業務	(i)に事業者用備品の設置は本事業の範囲外とする、とされておりますが、事業者用備品は、備品台帳に掲載されず、貴組合への所有権の引渡を伴わないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書 (案)	58	第2	10	(2)	ウ	騒音に係る基準	敷地境界の騒音規制基準の値は、『騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)』に基づく環境基準値でよろしいでしょうか。	要求水準書(案) P.57~58-第2-10-(2)-ウ騒音に係る基準によります。
43	要求水準書 (案)	59	第2	13			稼働準備業務	稼働準備業務は本施設の貴組合への引渡し後に実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、スケジュールの都合上、引渡前に実施を計画することを否定するものではありません。その場合は、組合の承諾を得てください。
44	要求水準書 (案)	62	第3	1	(5)		事業期間終了時の対応	「2年以内は修繕または更新を要しないと判断できる状態」とありますが、ここでいう修繕とは、第1の7(ウ)で記す内容で間違いないでしょうか。高温で使用する炉内耐火材等の消耗部品の経時的修繕は必要になる可能性があります。	ご理解のとおりです。

No	書類名	項	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
45	要求水準書 (案)	62	第3	1	(5)		事業期間終了時の対応 (ウ)	前述されている(イ)の長期修繕計画(50年間)と事業終了後の長期維持管理計画書との違いをご教示ください。長期修繕計画は修繕、更新、大規模修繕の計画で、長期維持管理計画書は、上記した計画に任意点検、法定点検等の実施計画を含めるものなのでしょうか。	「長期修繕計画(50年)」は大規模修繕や設備更新等を含む計画修繕が対象です。 「事業終了後の長期維持管理計画書(15年間)」は、計画修繕を除く維持管理業務全般が対象です。
46	要求水準書 (案)	68	第3	10			残骨灰および集じん灰の管理および処理業務 (エ)	集じん灰および飛灰搬出の際は、ダイオキシン類濃度を測定し、適正に処理することとありますが、年1回程度ではなく搬出時毎の測定が必要でしょうか。	年1回以上測定ください。
47	要求水準書 (案)	70	第4	2	(1)		受付時間	受付時間は、午前9時00分から午後4時00分までとする。とありますが電話予約の受付時間のことでしょうか。	受付時間は、会葬者等をお迎えする時間です。
48	要求水準書 (案)	70	第4	2	(1)		受付時間	開場時間ではなく御利用者の到着を受け付ける時間という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書 (案)	70	第4	3			予約受付業務 (イ)	予約受付システムによる予約は事業者、組合、葬祭業者のみが行えるものとし、とありますが構成市(草津市、栗東市)からは、予約出来ないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書 (案)	70	第4	3			予約受付業務 (ウ)	仮予約を受け付けた順に予約を承認・確定すること。とありますが、基本的にはできると思うのですが、日付が先のは、後回しになり、翌日の予約から確定することになると思うのですが。	予約希望の時間が重複した際の措置について記載しております。
51	要求水準書 (案)	71	第4	5			告別業務 (ウ)	運搬車に乗せかえた後、会葬者を告別・収骨室に案内し、告別の準備を行うこと。とありますが、準備とは何を指しているのでしょうか。	告別・収骨室で告別が行える状態とすることです。
52	要求水準書 (案)	72	第4	8			待合室関連業務 (イ)	(イ)待合室の利用は会葬者の任意とする。とあり、44頁(7)運営・支援システム整備要件ア 概要 (ア)予約受付 a 予約受付の対象施設は、火葬炉(待合室)とあります。ここでいう、任意という意味は、火葬を予約すると待合室も同時に予約できるが、使う、使わないは、利用者にお任せするという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書 (案)	73	第4	10			公金収納代行業務 (イ)	(イ)徴収した使用料は、特別の事情がない限り、当日または翌日に……金融機関に入金すること。とありますが、特別な事情とは、土日、祝日、ゴールデンウィークや年末年始等、金融機関の休日という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、金融機関の休日以外であっても、当日または翌日に何か特別な事情により入金できない場合も想定されます。
54	要求水準書 (案)	73	第4	12			簡易葬儀対応業務	概ね何分程度を想定されておりますでしょうか。20項c 告別・収骨室(g)設営から撤収まで1.5時間程度と想定。	ご質問の後段のとおりです。あわせて「(仮称)草津栗東火葬場整備基本計画」P.14のタイムスケジュール案もご参照ください。
55	要求水準書 (案)	73	第4	13			動物の受付・火葬業務 (オ)	当面、収骨サービスは行わないこととする。とありますが、将来収骨サービスを行うという解釈でよろしいでしょうか。また、何年後からという考えは御座いますでしょうか。	将来の収骨サービスの実施については、要求水準書(案)P.23-第2-1-(4)-オ-(オ)-b-eに記載のとおり、市民のニーズおよび民間ペット火葬業者の対応状況を把握し、検討しますので、時期等は未定です。

■草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業の実施方針等に関する意見に対する回答

No	書類名	項	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	意見	回答
1	実施方針	7	第2	2	(2)	オ	落札者決定基準	入札公告の公表から入札までの期間が短いため、落札者決定基準を早めに公表していただくようお願いいたします。	入札公告の公表から入札までの期間は4～5か月のスケジュールとなっており、他の地方公共団体の事例と比較して、短いということはないと考えております。
2	実施方針	19	第4	2			施設構成	事業者提案による合理化、システム等の構築によっては、延床面積が2,600㎡から増加や減少する可能性があります。床面積は1割～2割程度の増減巾を設定頂くことをご検討をお願いいたします。	1割程度の増減を可能とします。
3	実施方針	24	別紙1				リスク分担表(案) 物価変動	物価変動リスクについて、昨今の物価変動により工事費の増大が懸念されます。事業契約の締結から本体施設の着工まで1年以上の期間を要する為、着工時における物価変動リスクを考慮した適正なスライド条項等の適用をお願いいたします。	ご意見として承ります。
4	実施方針	25	別紙1				リスク分担表(案) 大規模修繕	適切な修繕業務を本事業者が行っていたにもかかわらず、大規模修繕業務について、事業者がすべて負担することは本事業者にとって過大な負担となるだけでなく、事業費の増加を招くことにもなります。事業者の帰責事由でない場合での事業者の大規模修繕の負担の割合について再考いただきたく存じます。	大規模修繕は本業務の対象外です。事業者の責により大規模修繕が発生した場合の責任を示しています。ご理解のとおり、事業者に帰責事由のない大規模修繕の負担を求めるものではありません。
5	要求水準書(案)	30	第2	1	(6)	ア	(イ) a 火葬重量	火葬炉設備設計に必要な燃焼計算の諸条件は、『火葬場の建設・維持管理マニュアル-改訂新版-(特定非営利活動法人日本環境斎苑協会)』を参考に設定すべきと考えます。	草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業の要求水準書(案)に関する質問に対する回答No31をご参照ください。
6	要求水準書(案)	39	第2	1	(6)	イ	(ハ) b 前室(冷却室)	数量は、火葬炉用6基と思われます。	草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業の要求水準書(案)に関する質問に対する回答No35をご参照ください。
7	資料10							「騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)」と思われます。	ご指摘のとおりです。入札公告時の「要求水準書」において、「環境に係る環境基準について」を「騒音に係る環境基準について」に修正します。